

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧				※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課5課95 税億税% 売円売未 上超 割の 高又場合 がはが合 控の 除調 税 額整 差 引	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④/⑦)	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)			
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
控除過大調整税額 〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の⑤D欄へ	※付表1-1の⑤E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩又は⑫欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑩} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑫} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額）} \times \frac{7.8}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100} \right)$$

- (4) ⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (5) 付表2-2を作成してから、この付表を作成します。